

芦別市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年10月

— 目 次 —

第1章 計画の基本事項

1 新型インフルエンザ等特別措置法の制定	1
2 芦別市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の対象とする感染症	2

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
3 発生段階と緊急事態宣言	4
4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
6 対策推進のための役割分担	9
7 新型インフルエンザ等対策行動計画の主要項目	11

第3章 各段階における対策

1 未発生期	18
2 海外発生期	21
3 国内発生早期	23
4 国内感染期	26
5 小康期	30

【用語解説】	32
--------	----

第1章 計画の基本事項

1 新型インフルエンザ等特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザウイルスとはその抗体性が大きく異なる新型のウイルスによるもので、およそ10年から40年の周期で発生しています。

近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザ（H5N1）が流行して、このウイルスが人に感染し、死亡する例が報告されました。このようにウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が高まっています。

平成21年3月に発生した豚インフルエンザ（H1N1）は、過去に人から人への感染は記録されていませんでしたが、メキシコで発生してから約1ヶ月で世界中に感染の広がりを見せました。

人は新型のウイルスに対抗する免疫を持っていないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

このため、国では、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

2 芦別市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

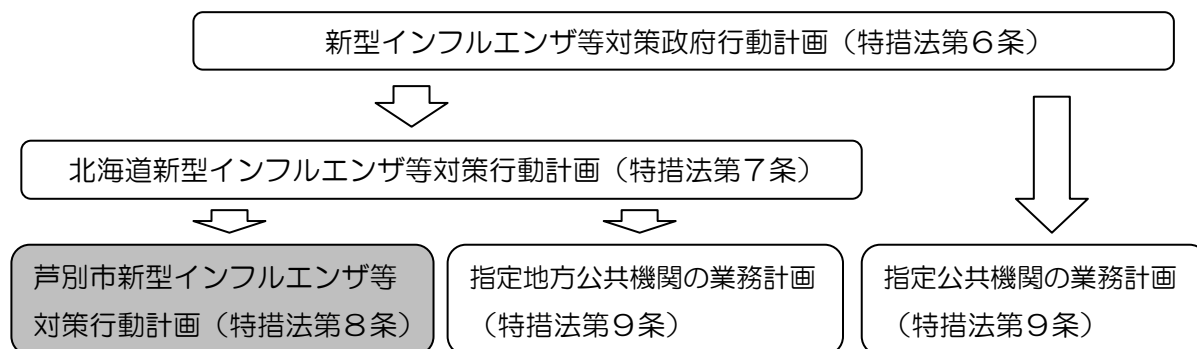
芦別市では、特措法以前より国や北海道に準じて平成21年10月に「芦別市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、対策を進めていました。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、市町村においても行動計画の作成が義務付けられたことから、国が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び北海道が作成する「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、前計画を見直し、市町村行動計画を改定します。

3 計画の位置付け

本行動計画は、特措法第8条に基づき、政府が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」、北海道が作成した「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づいて作成するものです。

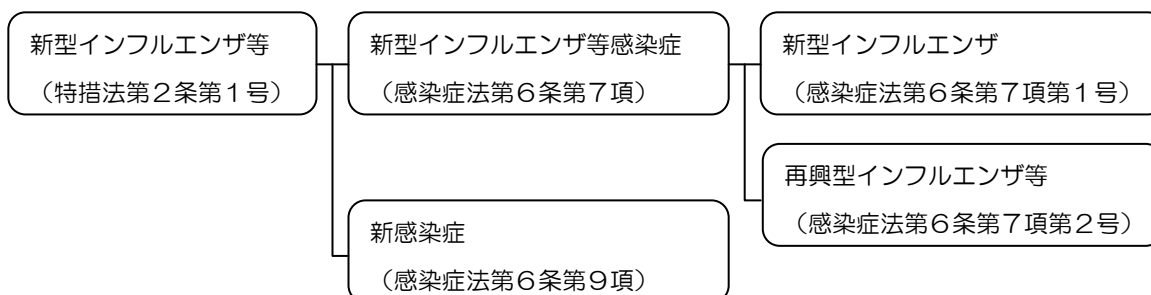
市行動計画は、本市における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を定めるとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応ができるよう、対策の選択肢を示すものです。



4 計画の対象とする感染症

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の出現時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日本への侵入も避けることは困難であると考えられています。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

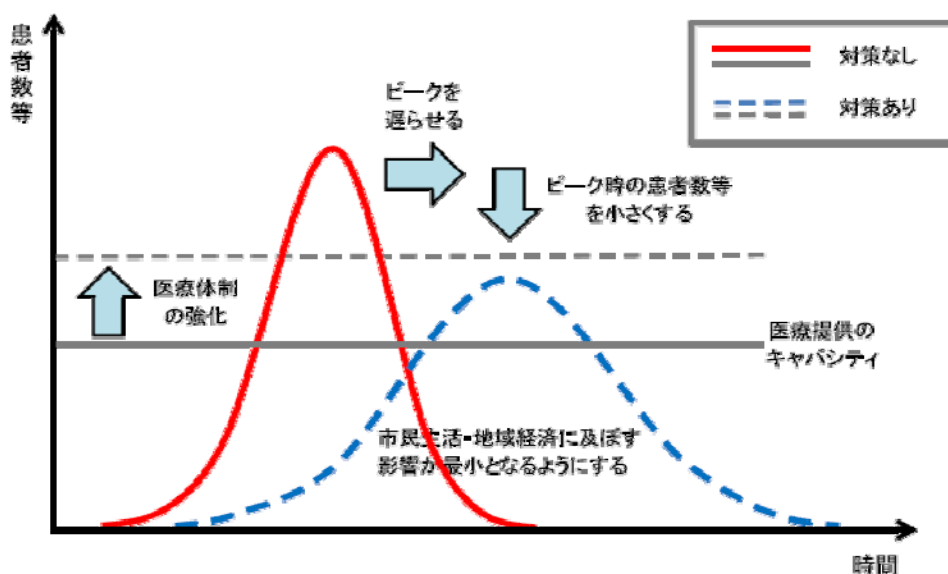
■感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受け入れ能力を超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。

■市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成及び実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<図1 対策の概念図>



(政府行動計画抜粋)

2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならなりません。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないと考えられます。政府行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示しています。

国は、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立することとしています。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国は、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの内から、実施すべき対策を選択し決定していくとしていることから、本市においても、こうした基本的な方針を踏まえつつ、新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。

3 発生段階と緊急事態宣言

(1) 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を抑え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしています。各地域においては、その発生状況は様々であり、その状況に応じて医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、道が国と協議し判断することとなります。本市においては、道の発生段階に準じ対策を講じることとします。

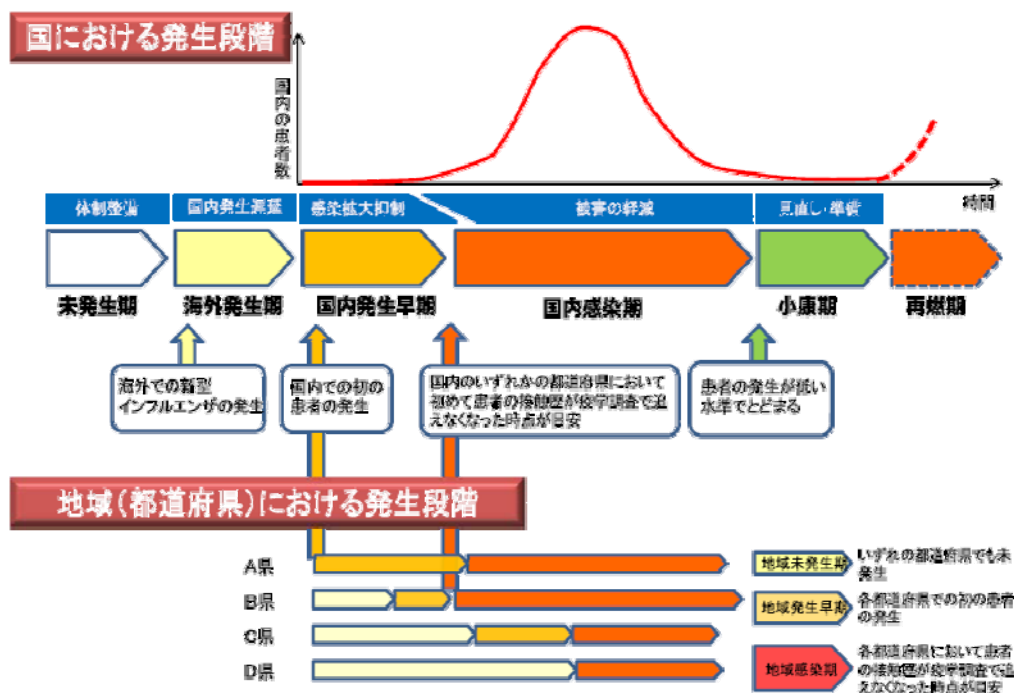
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する必要があります。

<表1 新型インフルエンザ等発生段階>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 道においては、以下のいずれかの発生段階 <地域未発生期> 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 <地域発生早期> 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 道においては、以下のいずれかの発生段階 <地域未発生期> 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 <地域発生早期> 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 <地域感染期> 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<図2 新型インフルエンザ等対策における政府行動計画の段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法第32条に基づき、国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされ、必要な措置を講じることとなります。緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されます。なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定されます。

緊急事態宣言が出された場合、市は、特措法第34条にもとづき、直ちに芦別市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、道と十分協議しながら対応をしていきます。

(3) 発生段階ごとの対応

○発生前の段階では、市民に対する啓発や、業務計画等の策定など発生に備えた事前の準備を周到に行います。

○道内の発生当初の段階では、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑える対策を講じます。

○国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合は、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し適切な対策を実施します。

○道内で感染が拡大した段階では、国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行います。また社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対応していきます。

○地域の実情に応じて、政府対策本部及び道と協議の上、柔軟に対策を講じることができるよう、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行います。

4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生したときに、特措法その他の法令、政府行動計画、北海道行動計画、市行動計画等に基づき、国や道と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に十分留意します。

○ 基本的人権の尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、集会場等の使用等の制限要請等の制限等の要請が行われる場合は、市民に対して十分な説明と理解を得ることを基本とします。

○ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や薬剤等の対策が有効であるなど緊急事態の措置を講ずる必要がない場合も想定されることから、どのような場合でもこれらの措置を講じるものではないことに留意する必要があります。

○ 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、道対策本部、市対策本部は、相互に綿密な連携を図り、総合的な対策を推進します。

○ 記録の作成・保存

発生した段階で、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳等の初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、インフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり甚大な被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点ではそれを予測することは難しい状況にあります。

しかし、政府行動計画や道行動計画では、有効な対策を考える上で、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に患者数等の流行規模に関する数値を示しており、これを市の人口比で算出すると、次表のように推計されます。

<想定>

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患
- ・過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから、中等度（アジアインフルエンザ等のデータ）を致命率0.53%、重度（スペインインフルエンザのデータ）を致命率2.0%と想定
- ・入院患者数、死亡者数、1日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計
- ・1日当たりの入院患者数は、流行が各地域で8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した結果

<表2 新型インフルエンザ等の被害想定>

		全国	北海道	芦別市
人口*		128,057,352 人	5,506,419 人	16,850 人
罹患者数 (25%)		32,014,338 人	1,376,694 人	約 4,213 人
受診者数		約 1,300 万人～ 2,500 万人	約 559 万人～ 約 107 万 5 千人	約 1,701 人～ 約 3,270 人
入院患者数	中等度	約 53 万人	約 2 万 3 千人	約 67 人
	重症	約 200 万人	約 8 万 6 千人	約 269 人
死亡者数	中等度	約 17 万人	約 7 千人	約 17 人
	重症	約 64 万人	約 2 万 8 千人	約 25 人
1 日当たりの 最大入院者数		約 39 万 9 千人	約 1 万 7 千人	約 17 人

※ 人口は平成 22 年国勢調査を使用

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等は一切考慮されていないことに留意する必要があります。

また、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もありえるということを念頭に置いて対策を検討することが重要となります。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画において、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うとされています。

未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があります。併せて特措法の対象とされています。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症を含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要があります。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

○国民の 25% が流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。

○罹患者は、1 週間から 10 日程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

○ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5% 程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40% 程度が欠勤するケースが想定される。

これらにより、社会・経済の大きな縮小と停滞を招くとともに、公共のサービスの中断や物資の不足により最低限の国民生活を維持できなくなるおそれがあります。このため、発生時に社会経済機能や市民生活を維持できるよう、事前に十分準備を行うことが重要です。

6 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下での基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

<道の役割>

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し的確な判断を行うと同時に、発生時には対策本部等を開催し、対策を強力に推進します。

<市の役割>

市は、住民に最も近い行政単位であることから、地域住民に対するワクチンの接種や、

住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。

また、対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとします。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条第1項第6号及び第7号に規定する指定（地方）公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

(6) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が望まれます。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品の備蓄

を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

7 新型インフルエンザ等対策行動計画の主要項目

本行動計画では、特措法第8条に規定されている項目を基本に、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)予防接種」、「(6)医療」、「(7)市民生活及び市民経済の安定の確保」の7項目に分けて対策を進めます。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、国家の危機管理の問題として取り組むことが必要です。このため、国、道、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められます。

本市においては、新型インフルエンザ等が発生する前から庁議等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局と連携しながら取組を推進します。

新型インフルエンザ等が発生し、国や北海道が対策本部を設置した場合、本市は必要に応じ連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、市内での発生に備えた準備を進めます。また、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合には、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置し、全庁一体となった対策の推進に努めます。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市行動計画の策定や発生時の対応等について、芦別市医療協議会等から意見を適宜聴取します。

<芦別市新型インフルエンザ等対策本部の構成>

1 組織

- ・市対策本部長は市長をもって充て、対策本部の事務を総括します。
- ・副本部長は副市長をもって充て、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理します。
- ・本部員は、教育長及び各部長職等をもって充てます。
- ・本部は本部長、副本部長、消防署長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命します。
- ・本部長は、必要と認めるときは、部を置くことができます。
- ・事務局 健康推進課健康推進係

2 市対策本部会議

- ・本部長は必要に応じ対策本部の会議を招集する。

3 各部局の主な役割

- ・想定される各部の主な役割は次のとおりですが、発生状況により適宜対応するものとします。

<市民福祉部>

- ・新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関すること
- ・新型インフルエンザ等発生状況の把握に関すること
- ・新型インフルエンザ等対策に係るサーベイランスに関すること
- ・新型インフルエンザ等対策本部の設置、運営に関すること
- ・国、道、他自治体等との連携に関すること
- ・市民への予防接種に関すること
- ・市民からの健康相談窓口の設置に関すること
- ・医療体制の調整等に関すること
- ・火葬、埋葬の許可、整備に関すること
- ・遺体安置所の設置、運用に関すること
- ・福祉施設利用者の感染状況の把握に関すること
- ・高齢者、障がい者などの要援護者に関すること
- ・保育所等における感染状況の把握及び感染予防に関すること
- ・関係施設の使用制限に関すること

<総務部>

- ・市職員の感染予防、罹患状況に関すること
- ・市職員の予防接種に関すること
- ・広報など情報提供、伝達に関すること
- ・関係施設の使用制限に関すること

<経済建設部>

- ・事業所等との連絡に関すること
- ・生活関連物資等に関する情報収集、要請に関すること
- ・食糧、生活必需品の確保に関すること
- ・水の安定供給に関すること
- ・火葬・埋葬の許可、整備に関すること
- ・遺体安置所の設置、運用に関すること

<教育委員会>

- ・教育関係施設等の感染予防に関すること
- ・教育関係施設等の感染状況の把握に関すること
- ・関係施設の使用制限に関すること

<市立病院>

- ・医療機関としての役割に関すること
- ・市民への予防接種に関すること
- ・市職員の予防接種に関すること

<消防>

- ・救急搬送に関すること

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から系統的に収集・分析し、判断につなげることで、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要です。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集を行います。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、本市や、道、医療現場等の負担も課題となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えられます。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用されます。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てられます。

(3) 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通理解のもと、国、道、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報をもとに判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において情報を共有し、受け取り手の反応の把握まで含んで対応する必要があります。

① 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方は千差万別であることから、高齢者や障がいのある方、外国人など情報が届きにくい人に考慮して、受け取り手に応じた情報提供のために、インターネットだけでなく多様な媒体を用いて、理解しやすい内容での迅速な情報提供に努めます。

② 発生前における市民への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果等を、市民や医療機関、事業者等に情報提供します。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図ることが、発生時に正しく行動していただく上で必要です。特に園児、児童および生徒等に対しては、学校等では集団感染が発生しやすく、地域における感染拡大の起点となることから、教育委員会と連携して、情報提供していきます。

③ 発生時における市民への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮し、万が一、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容でできる限り迅速に情報提供を行います。

さらに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ります。

④ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時適切に情報を共有します。

特にコミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に答えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを踏まえ、次の情報提供に活かしていきます。

(4) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策の目的は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保するとともに、流行ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることです。

また、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

① 主なまん延防止対策

個人における対策については、道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）の感染症法に基づく措置が行われるとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を周知します。

地域対策・職場における対策については、国内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施するよう市民周知します。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、国や道から必要に応じ不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等が行われますので、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図ります。

(5) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

① 特定接種

ア 特定接種の位置づけ

特定接種とは、特措法第28条に基づき、国がその緊急性の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

イ 特定接種の対象となり得る者

■「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの「以下「登録事業者」という。」のうち、これらの業務に従事している者。

■新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員

＜基本的な接種順位＞

①医療関係者、②新型インフルエンザ等に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者、の順とすることを基本とします。

ウ 接種体制

特定接種は、下記の者に対してそれぞれ国・道・市が接種を実施します。

国：①登録事業者のうち特定接種対象者となる者

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

道：新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員

市：新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員

エ 接種方法

原則として集団的接種で行います。

接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

② 住民接種

ア 臨時の予防接種

緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定により予防接種が行われます。

イ 新臨時の予防接種

緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条3項の規定に基づく予防接種が行われます。

ウ 接種順位

住民接種の対象者は、以下の4つの群に分類します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">i 医学的ハイリスク者：<ul style="list-style-type: none">・呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者・基礎疾患を有する者・妊婦ii 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）iii 成人・若年者iv 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者） |
|---|

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化・死亡を可能な限り抑えることを重点に置いた考え方と、緊急事態宣言がなされた場合の国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮し、国を守ることに重点を置いた考え方等があることから、それらを踏まえ、国が状況に応じて決定します。

<想定される接種順位>

1 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">■ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者■ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者■ 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者 |
|--|

2 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">■ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者■ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) |
|--|

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

■ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

■ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

エ 住民接種の接種体制

市が実施主体となって、原則として集団接種により実施することになりますが、接種が円滑に行われるよう、関係団体の協力により接種体制の構築を図ります。

③ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定することとされており、国や道と連携しながら、適切な接種体制の構築に努めます。

(6) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、道内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

道では二次医療圏を中心に医療体制整備を推進することとしていますが、感染が拡大した場合は、一般の医療機関で診療する体制に切り替わるため、市は市内医療機関と連携した情報共有及び市民への適切な受診啓発を行います。

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされています。また、本人や家族の罹患等により市民生活及び経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。この影響を最小限にできるよう、道・医療機関・指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、十分事前準備をするよう努めます。

第3章 各段階における対策

1 未発生期

状 態
■ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ■ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目 的
■ 発生に備えて体制の整備を行います。 ■ 国、道、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努めます。
対策の考え方
■ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するわからないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進します。 ■ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関して市民全体での認識共有を図るため継続的な情報提供を行います。 ■ 国、道、国際機関等からの情報収集等を行います。

(1) 実施体制

① 市行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき政府行動計画及び道行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画、業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していきます。

② 国及び道との連携強化及び体制整備

ア 市は、国、都道府県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

イ 市は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、必要な体制、参集基準、連絡手段を整備します。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や国内外の新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を収集します。

② 通常のサーベイランス

新型インフルエンザ等未発生時には、国や道が実施する季節性インフルエンザにかかるサーベイランス（患者発生動向調査・ウイルス株の性状調査・入院及び死亡者の発生状況・学校等における欠席者の状況等）に適宜協力します。

(3) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

ア 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、広報・市ホームページ・チラシなど各種広報媒体を活用し、継続的に感染の動向及び感染予防についての情報提供を行います。

② 体制整備等

ア 収集した新型インフルエンザ等に関する情報については、関係部局間で共有が図られるよう発生前から体制を整備するとともに、市民が混乱しないよう必要な情報を的確に提供できる体制を整えます。

イ 発生前から、国、道、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて訓練を実施します。

ウ 新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口を市健康推進係に設置する準備を進めます。

(4) 予防・まん延防止

① 個人における対策の普及

市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。

② 防疫措置・疫学調査等についての連携強化

国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、道やその他関係機関との連携を強化します。

(5) 予防接種

① 特定接種の準備

ア 国が実施する登録事業者の登録業務に必要な応じて協力します。

イ 特定接種の対象となる市職員をあらかじめ決定するとともに、職員に対する特定接種の接種体制を構築します。

② 住民接種体制の構築

ア 国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく市民へのワクチン接種を速やかに行うための体制の構築を図ります。

イ 国及び道の技術的支援を得ながら、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住地以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。

ウ 国による技術的支援（接種体制の具体的なモデル等）の提示を受け、速やかに接種

することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者の体制や、接種の場所、時期、接種方法、周知方法等具体的な実施方法について準備を進めます。

(6) 医療

① 地域医療体制の整備

医療体制の整備について、道は、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学付属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連絡を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めることとしていることから、市も適宜道と連携し、道の医療体制の整備に協力します。

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

① 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備の整備に努めます。

② 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応などについて、国からの要請に対応し、道と連携して要援護者の把握を行うとともに、その具体的手続きを決めておきます。

③ 火葬能力等の把握

道と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等の把握・検討を行うとともに、火葬または埋葬を円滑に行うための体制整備に取り組みます。

2 海外発生期

状 態
<ul style="list-style-type: none">■海外で新型インフルエンザ等が発生した状態■国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態■海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、さまざまな状況
目 的
<ul style="list-style-type: none">■新型インフルエンザ等の国内侵入をできる限り遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努めます。■国内発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none">■新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう国等と連携しながら強力な措置をとります。■対策の判断に役立てるため、国及び道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。■国内発生した場合には、早期に発見できるよう国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力します。■海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、市民・医療機関等に準備を促します。■国内発生をできるだけ遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに医療機関への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済安定のための準備を進め、国内発生に備えた体制整備に努めます。

(1) 実施体制

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、庁内会議にて対応を協議するなど市対策本部の設置に向けた準備を進めます。

(2) サーベイランス・情報収集

国や道が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を積極的に収集します。

また、保育園や学校、市関連福祉施設等におけるインフルエンザの感染状況を把握し、市内におけるインフルエンザの流行状況の確認に努めます。

(3) 情報提供・共有

① 相談窓口の設置

国からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を市健康推進係に設置し、国の資料に基づき適切な情報提供を行います。

② 情報提供

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び道が発信する情報を入手し、市ホームページ、広報、チラシ等を用いて住民へ地域の感染状況や帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報提供に努めます。

③ 情報共有

国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、的確な状況把握を行います。

(4) 予防・まん延防止

① 個人における感染対策の実施

市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

② 水際対策への協力

国から感染症危険情報が発出された場合の国や道が行う情報提供・注意喚起や検疫対策について、国や道からの要請に応じ適宜協力します。

(5) 予防接種

① 特定接種の実施

市は、国が特定接種の実施を決定した際には、国と連携し、市の地方公務員の対象者に対して、本人の同意のもと集団接種にて特定接種の準備を行い、順次接種を開始します。

② 住民接種の準備

国の要請及び連携のもと、市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の準備を行います。

(6) 医療

国及び道が実施する医療体制の整備、帰国者・接触者相談センターの設置、医療機関への情報提供等、海外発生期における各種対応について、要請に応じて適宜協力します。

(7) 市民生活・地域経済の安定の確保

① 要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡します。

② 遺体の火葬・安置

道と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体の臨時安置施設や、遺体の保存作業に従事する人員等の確保について準備を進めます。

3 国内発生早期

状 態
<ul style="list-style-type: none">■国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。■国内でも都道府県によって状況が異なる可能性がある。 <p><地域未発生期> 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p><地域発生早期> 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
目 的
<ul style="list-style-type: none">■道内での感染拡大をできる限り抑えます。■患者に適切な医療を提供します。■感染拡大に備えた体制の整備を行います。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none">■感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。■医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について積極的な情報提供を行います。■道内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大にそなえた体制の整備を急ぎます。■住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

① 対策本部設置

ア 国内において新型インフルエンザ等が発生した場合は、情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置に向けた準備を進めます。

■緊急事態宣言が出されている場合

国が緊急事態宣言を発出した場合は、速やかに対策本部を設置します。

(2) サーベイランス・情報収集

海外発生期に引き続き、国や道が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を積極的に収集します。

また、保育園や学校、市関連福祉施設等におけるインフルエンザの感染状況を把握し、市内におけるインフルエンザの流行状況の確認に努めます。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

ア 市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、道内において発生した場合に必要な対策等について可能な限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起に努めます。

イ 市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。

ウ 市民から相談窓口寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。

② 情報共有

国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、的確な状況把握を行います。

③ 相談窓口等の体制充実・強化

国からの要請に基づき、国から配布されるQ&Aの改訂版に沿って、市の相談窓口等の体制の充実・強化に努めます。

(4) 予防・まん延防止

① 個人における感染対策の実施

引き続き、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促します。

② 国及び道の要請に対する協力

国や道が実施する以下のまん延防止対策の実施の要請に応じ、適宜協力します。

緊急事態宣言がなされている場合は、必要に応じ、以下の措置が講じられます。

- ・住民等に対し、基本的な感染対策等の実施を勧奨。外出自粛を要請。
- ・事業者に対し、職場における感染予防の徹底を要請するとともに、症状が認められる従業員の健康管理・受診勧奨を要請。
- ・学校、保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限を要請。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけ等適切な感染予防対策を講ずるよう要請。
- ・病院、高齢者施設、多数の居住施設等における感染対策強化の要請

(5) 予防接種

① 特定接種の実施

国及び道と連携し、本市の地方公務員の対象者に対して、本人の同意のもと集団接種にて特定接種を継続します。

② 住民接種の実施

国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種（新臨時接種）を実施します。

■緊急事態宣言が出されている場合

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施します。

(6) 医療

国及び道が実施する医療体制の整備、帰国者・接触者相談センターの設置、医療機関への情報提供等、国内発生早期における各種対応について、要請に応じて適宜協力します。

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

① 要援護者対策

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

② 遺体の火葬・安置

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

■緊急事態宣言が出されている場合の措置

○ 水の安定供給

消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

○ 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

4 国内感染期

状 態
<ul style="list-style-type: none">■国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。■感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。■国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。 <p><地域未発生期> 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p><地域発生早期> 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p><地域感染期> 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。</p>
目 的
<ul style="list-style-type: none">■医療体制を維持します。■健康被害を最小限に抑えます。■市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えます。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none">■感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。■地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国と連携しながら、市として実施すべき対策の判断を行います。■状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。■流行のピーク時の入院患者や重症患者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。■医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努力します。■欠勤者の増大が予測されますが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。■受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。■状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

国内感染期に移行したことにより、国及び道の基本的対処方針が変更した場合は、市においても、国及び道の方針に沿った対処方針を決定します。

■緊急事態宣言が出されている場合

- ・緊急事態宣言がなされたときは、速やかに市対策本部を設置します。
- ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行います。

(2) サーベイランス・情報収集

全国での患者数が数百人程度に増加した段階において、国が新型インフルエンザ等患者等の全数把握について都道府県ごとの対応と決定した際は、当該決定に応じたサーベイランスが実施されるため、要請があった際は、道に協力します。

また、引き続き、保育園や学校、市関連福祉施設等におけるインフルエンザの感染状況を把握し、市内におけるインフルエンザの流行状況の確認に努めます。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

ア 市民に対し、引き続き、新型インフルエンザ等の道内外での発生状況や具体的な対策等について、できる限りリアルタイムに情報提供できるよう努めます。

イ 特に、個人一人ひとりが取るべき行動を理解しやすいよう、道内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。

② 国及び道との情報共有

本市は、国及び道とインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、国及び道の方針を把握するとともに、市内の発生状況等について情報提供します。

③ 相談窓口等の体制充実・強化

国からの要請に基づき、国が作成したQ & Aの改訂版等を活用するなどして、状況の変化に応じた相談対応ができるよう、相談窓口の体制の充実・強化を図ります。

(4) 予防・まん延防止

① 個人における感染対策の実施

引き続き、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促します。

② 国及び道への協力

国や道が実施する以下のまん延防止対策の実施について、適宜協力します。

国や道は、業界団体などを經由し、または直接住民、事業者などに次の要請を行います。

- ・住民等に対し、基本的な感染対策等の実施を勧奨。外出自粛を要請。

- ・学校、保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限を要請。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけ等適切な感染予防対策を講ずるよう要請。
- ・病院、高齢者施設、多数の居住施設等における感染対策強化の要請。

(5) 予防接種

① 特定接種の実施

国及び道と連携し、本市の地方公務員の対象者に対して、本人の同意のもと集団接種にて特定接種を継続します。

② 住民接種の実施

国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種（新臨時接種）を実施します。なお、接種の実施に当たっては、国及び道と連携して集団接種にて住民接種を行います。

■緊急事態宣言が出されている場合

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を実施します。

(6) 医療

① 在宅で療養する新型インフルエンザ等に罹患した患者への支援

患者や医療機関等から要請があった場合、国及び道と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

② 地域医療体制の確保等と周知

道の要請に基づき、芦別市医師会・芦別市薬剤師会・芦別歯科医会、消防等と連携をとりながら、医療体制の整備に協力し、診療時間をとりまとめるなどして市民への周知を図ります。

■緊急事態宣言が出されている場合の措置

国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、道が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供します。

(7) 市民生活・市民経済の安定の確保

① 要援護者対策

ア 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、その確保、配分・配布を行います。

イ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患

者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

② 遺体の火葬・安置

道が遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力にに応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

■緊急事態宣言が出されている場合

○水の安定供給

国内発生早期と同様に、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

○生活関連物資等の価格の安定等

- ・生活及び経済の安定のために、部下の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。
- ・生活関連物資等の需給・価格同行や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ・生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携して、適切な措置を講じます。

○遺体の火葬・安置

国の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

○要援護者への生活支援

国の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

5 小康期

状 態
■ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ■ 大流行はいったん終息している状態。
目 的
■ 市民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方
■ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波により医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。 ■ 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。 ■ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。 ■ 第二波の流行により影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

① 基本的対処方針の変更

小康期に移行したことにより国の基本的対処方針が変更され、それに基づき道の対処方針が変更した場合は、速やかに国や道の方針に沿った対策を策定します。

② 緊急事態解除宣言

国が緊急事態解除宣言を行ったときは、対策を見直すなど所要の措置を講じ、対策本部を廃止します。

(2) サーベイランス・情報収集

国や道が行うサーベイランスの実施に協力し、情報を収集します。

また、第二波の発生に備え、保育園や学校、市関連福祉施設等におけるインフルエンザの感染状況を情報収集し、市内におけるインフルエンザの流行状況を把握します。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

国及び道が発信する、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を、市民へ情報提供します。

② 国及び道との情報共有

引き続き、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えるとともに、現場の状況把握を行います。

③ 相談窓口の縮小

国の要請を受け、状況を見ながら、相談窓口を縮小します。

(4) 予防・まん延防止

市民に対し、引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の感染予防、感染拡大防止対策を周知します。

海外での発生状況を踏まえて、国が順次見直す渡航者への情報提供・注意喚起の内容等について把握し、国の見直しに沿った内容を市民に周知します。

(5) 予防接種

① 住民接種の実施

流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

■緊急事態宣言がされている場合

○住民接種の実施

市は、流行の第二波に備え、国及び道と連携し、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進めます。

(6) 医療

道が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に、必要に応じて協力します。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 要援護者対策

新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

【用語解説】

インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。感染症法第6条第7項第1号に規定されている。

○ 季節性インフルエンザ

例年冬を中心に流行がみられるインフルエンザ。一般に多くの人にすでに免疫を獲得している場合が多く、かかっても比較的軽症ですみやすく、数日で回復することが多い。

○ 鳥インフルエンザ

鳥の間で流行するインフルエンザ。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長時間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家庭内での感染が報告されている。

○ 豚インフルエンザ

豚の間で流行するインフルエンザ。基本的には人に感染することはないが、過去には人に感染した事例もある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 再興型インフルエンザ（感染症法第6条第7項第2号）

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の

大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

○ **飛沫感染**

せきやくしゃみなどによって飛び散る飛沫に含まれる病原体が、口や鼻などの粘膜に直接触れて感染すること。通常は1～2メートル以内の至近距離で感染する。

○ **接触感染**

患者、保菌者、病原体の付着した物品などに接触して、病気に感染すること。

○ **空気感染**

空気中に浮遊する病原体が風（気流）によって運ばれ、皮膚にそのまま付着したり呼吸により吸い込まれ、鼻・のど、気管、肺などの粘膜に直接付着して感染すること。

○ **サーベイランス**

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ **帰国者・接触者相談センター**

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ **帰国者・接触者外来**

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接種者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等・通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

芦別市
新型インフルエンザ等対策行動計画
(平成27年度)

平成27年10月

発行 芦別市
編集 芦別市市民福祉部健康推進課
住所 〒075-8711
芦別市北1条東1丁目3番地
電話 0124-22-2111
F A X 0124-22-9696
E-mail kenkou@city.ashibetsu.hokkaido.jp